

高崎市中小企業振興協議会 技術振興展示会等出展補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高崎市中小企業振興協議会（以下「協議会」という。）の会員企業の受注機会の拡大や研究開発力と技術力の向上を図るため、国内外で開催される展示会又は見本市等（以下「展示会等」という。）に単独で出展する協議会の会員企業に対して予算の範囲内において交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助金)

第2条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれかの団体に属する企業とする。

- (1) 高崎機械工業協同組合
- (2) 高崎プレス工業協同組合
- (3) 群馬県配電盤工業会
- (4) 高崎金属工業協同組合

2 補助金の交付の対象となる展示会等は、単に販売促進のみを目的とする展示会等以外のもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体等の公的機関又は商工業関係団体（以下「公的機関又は関係団体等」という。）が主催又は後援等をする展示会等
- (2) 民間事業者が3年以上連続して開催している展示会等
- (3) 出展企業数が100社以上の展示会等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が認める展示会等

3 補助金の額は、区画料、装飾料及び負担金の合計額の2分の1以内に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる）とし、国内の展示会等への出展であってその額が200,000円を超える場合は200,000円を、国外の展示会等への出展であってその額が300,000円を超える場合は300,000円をそれぞれ限度額とする。

(補助金の交付制限)

第3条 補助金の交付は、一の者に対して同一年度内において1回限りとし、公的機関又は関係団体等から同種の補助金が交付される場合は、交付しない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に予算

書、補助金等を必要とする理由書その他必要な書類を添え、会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 会長は、前条の規定による補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、これを決定し、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 前条の規定により決定された補助金の交付を受けようとする者は、請求書に事業報告書(様式第3号)、決算書又は収支精算書、会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類、その他必要な書類(以下「事業報告書等」という。)を添え、事業終了後1月以内に会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による請求書及び事業報告書等の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付するものとする。

(変更又は中止)

第7条 補助事業等の内容を変更し、又は中止しようとするときは、補助金等交付決定変更申請書(様式第4号)に必要書類を添え、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請に基づき交付決定を変更するときは、前2条の規定を準用して補助金等交付決定変更通知書(様式第5号)により申請者に通知し、又は交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 第4条の申請をした者が虚偽の申請等により補助金の交付を受けたときは、会長が、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則(令和2年6月25日決裁)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。